

## 埋蔵文化財の保護について（民間事業編）

### ■埋蔵文化財とは

埋蔵文化財は、文化財保護法（以下「法」という。）において「土地に埋蔵されている文化財」と定義されています。この埋蔵文化財を包蔵する土地を「埋蔵文化財包蔵地」といい、一般的には「〇〇遺跡」や「〇〇城跡」、「〇〇窯跡」などと呼ばれます。

### ■埋蔵文化財保護の必要性

埋蔵文化財は法において「貴重な国民的財産」と定義され、郷土の歴史や文化を明らかにするための貴重な資料とされており、このように貴重な埋蔵文化財（＝遺跡）は一度破壊されてしまえば二度と復元できないことから、現状のまま後世に残す（「現状保存」）が最良の方法と考えられています。

しかし、工事等によりやむを得ず遺跡が破壊される場合には、この「現状保存」の代価措置として発掘調査を実施して、記録を後世に残す「記録保存」の措置をとっています。

このような埋蔵文化財の意義や理念をご理解いただき、その保護についてご協力をお願いします。

### ■遺跡範囲内で工事等を実施する場合の手続き

民間業者が遺跡の範囲内で開発事業を実施する場合は、法第 93 条の適用を受け、事業（工事）着手の 60 日前までに「埋蔵文化財発掘の届出」を提出するよう定めています。

そのため工事が計画された段階でスポーツ文化課へ遺跡の有無について照会を行い、工事実施箇所が遺跡の範囲内と判断された場合には、「埋蔵文化財発掘の届出」（2 部）をスポーツ文化課へ提出する必要があります。

通知提出後、必要に応じてスポーツ文化課にて試掘調査を行い（スポーツ文化課の負担）、その調査結果等を添付して岐阜県文化伝承課に進達します。岐阜県文化伝承課は試掘調査等の結果からどのような対応をすべきか判断し、スポーツ文化課を通じて指示（通知）が伝達されますのでこの指示に従ってください。

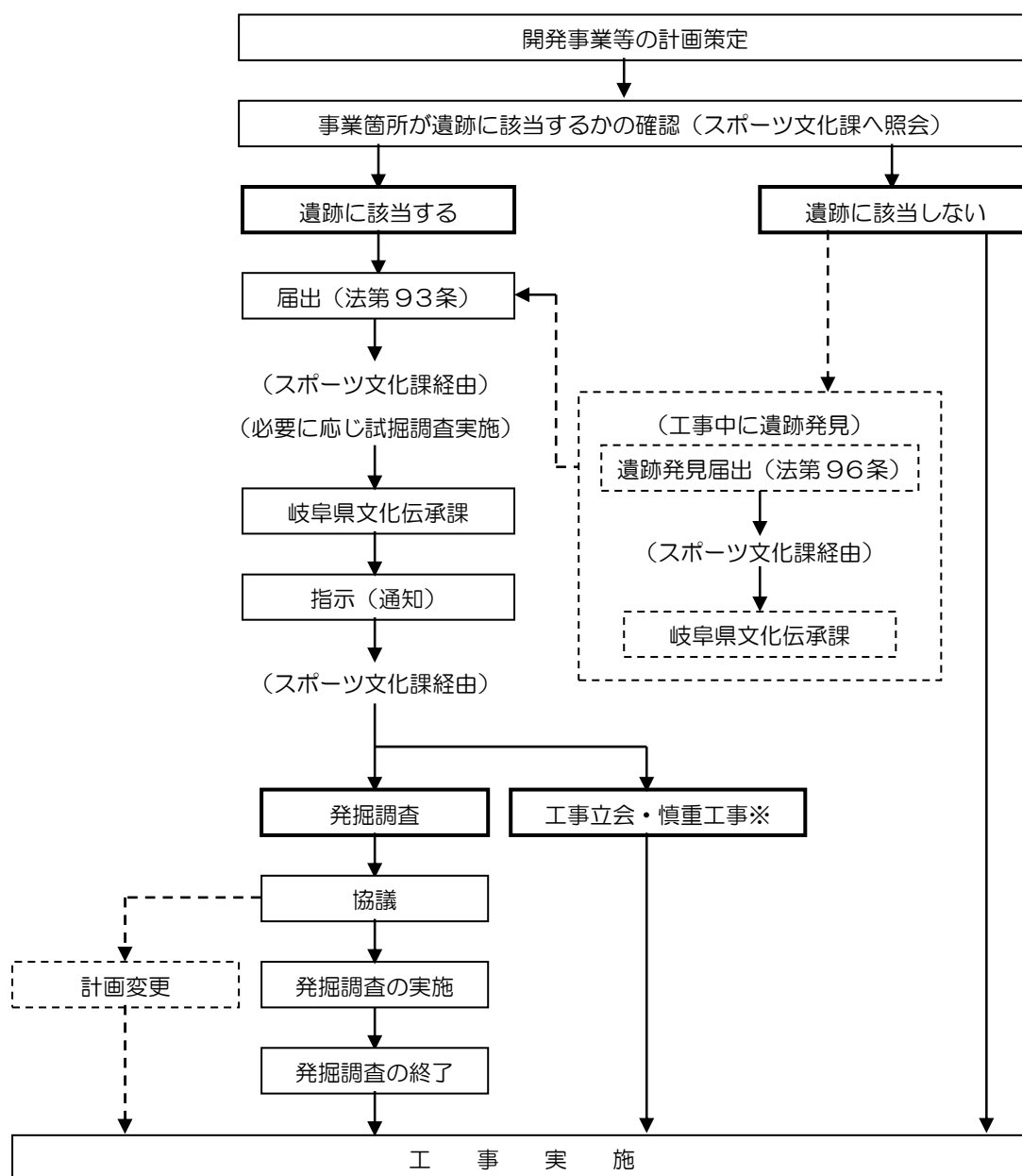
### ■提出書類（2部提出してください）

- （1）埋蔵文化財発掘の届出
- （2）添付資料：公図、施行箇所位置図、工事図面等（A3に納まるようにしてください）

### ■注意事項

- （1）過去に付近において発掘調査が実施されていても届出が必要です。
- （2）遺跡地図は常に更新されており、新たな遺跡が登録されていることがあります。遺跡の有無については必ず「スポーツ文化課」へ照会してください。

## 【遺跡における土木工事等に関する事務手続きの流れ】



- ◆上記はモデルケースですので、記載以外の手続き・流れとなる場合があります。
- ◆発掘調査の実施に至った場合、調査費用は原則として開発事業担当課の負担となります。

※工事立会：遺跡に及ぼす影響が軽微等と判断される場合や、狭小な範囲での工事の場合の対応です。発掘調査は行なわず、スポーツ文化課の職員が立会い、状況に応じて対応します。

※慎重工事：工事が遺跡に及ぼす影響がないと判断された場合の対応。遺跡内での工事であることに留意し、慎重に工事を実施していただきます（立会や調査は実施しません）。